# 名主の給料 How much !

### 真壁志郎

### はじめに

なら メー 述して、 村運営の派閥 領主米倉丹後守 ていたの は領主と百姓 六四… とよび、 安永六 武 ジばかりが意識される 士が百姓を支配 高六八七石 L١ であ **年**(1 訴訟はまさにその実態を浮かび上がらせてくれる記録にほ 0 以下に数々の不正や非法を告発する内容が展開されて 砂原村は、 うろうか。 争  $\mathcal{O}$ 間に立っ 7 7 7 いも起きていた。そうした村人の争い へ訴えでた。 ・米倉氏支配の六ッ浦領」とあり、 Ų 新扁武蔵風土記稿②に 重い年貢に苦しむ百姓が一致団結 て、 四月、 「村」でも、 訴状① 一体どのような役割と権限で村を管理 砂原村の百姓は自分たちの名主を支配 のはじめに名主の 百姓同士も意見の 「江戸より行程七里家数 訴えられた名主 給料が高い を 「村方騒 相違があ してい ١J と記 る か L)

は百姓 くみがしら
山崎善弘氏『村役人の する 支配 る当事者にな 割負担の恣意的 諸役の割り当て収納を実施して は村民を掌握し、 する所持高を持つ本百姓によっ 組 な振る 頭・ 不満 の二重 で 百姓代からなる村役人(村方三役)が善弘氏『村役人のお仕事』③によれば、 あ 舞 が り、 爆発する J١ の性格を持つ特別の などが りえた 村民より高 割り付などを理由に、 領主からも支配機構 のである。 原因だが、 ケ スが全国的に増加 い階層に属 末期には豪農として貧富 初期の村方騒動は、 存在であった。 いた。特に村の総括責任者である名主 て運営され、 ſ١ していても私的夫役 の一部に組み入れられ支配 つでも村人から 傾 村の自治を前提に年貢 中心となり、 村は名主 (庄屋 向で ところが、 ある 年貢 と指 の訴訟 割 の格差を象徴 年貢を負担 名主の の り 摘 付け 特 を受け さ 権 身分 煎 ) れ ゃ 横

名主の給料である 今 回 谷地 る「名主給」をキーワー域における名主の実体に つ に ۲J て 村 内管理の方法や領主 訴 状 に も 挙げ 5

た具体的な仕事を通して考察してみたい からの支配委任を背景とした年貢納税 の — 括立替など、 名主が果たし

## 二 名主の成立

についてもまとめている。 て果たすべき諸役の義務を負うと指摘されており、 村の秩序を保つことで、領主の支配に対応した仕事と同時に村民とし 本邦彦氏 を核として成立した管理機構が村方三役と呼ばれる村役人である。 百姓たちが村を仕切る時代へと大きく転換した。 幕藩体制が整備されると、 ¬ 村 百姓たちの近世』④では、 検地で確定された地域を村範囲に 村役人は村の権益を守り その際、 名主の系譜と役割 村の有力者 7 水

配力は 断先決 で無給 代々名主を世襲することが一般的 散見されている。 投票)により選ば 村が自己の支配地であったころな 視役など、 の補佐役、 名主は村運営の総責任者であ 年番名主のように年々交代で勤な 主によって制限され われていた。 豪や在地武士の系譜をひく者がほ である。 名主の出目も、 · 村民 しだいに新 /少額で勤めていたため 百姓代は名主・ 役割による責任範囲 しかし、 の私的夫役は当然 村役人のな れる傾向に 江戸初期は中世 ſ١ ていたことも 村 名主の私的 の有力者 組頭 かべ

名主の決め方は村によってさま

まざまで、	の 違 い が 明	佐頭兼は	でも重要な	める事例も	り、後には	者が入札(いれるだし、 もあり、 支	的権力は領	のように行	村政の独	からの慣例	的であった。	仕ぜられ、	世以来の土
				表1	村	方三役							
区分	役名	原 則		形態		俞	領主		役 割				
1	名主	百姓からの推薦		世襲		f	任命		領主行政官と村代表				
		百姓か	<b>からの</b> 技	隹薦	持	ち回り	f:	£命					
		百姓か	nらの‡	隹薦		入札	f:	£命					
		領主	上の選別	Ē		指名	<u>f:</u>	£命					
2	組頭	百姓からの推薦		入札		Ī	許可		名主補佐				
3	百姓代	百姓か	からの打	<b>隹薦</b>	入	札なし	7	承認	名:	主・糸	且頭補	佐兼	監視

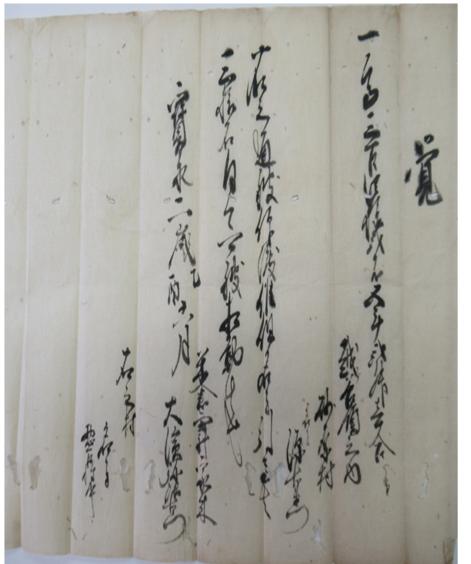
が、 名主は領主が任命することでほかの役職とは著しい役割の違いが存 特定の家が代々世襲したり、村の有力百姓での持ち回り、 て機能していた。 在していた。その状況をまとめたのが表1である。 の入札により選んでいた。 名主は領主から任命され給料の支給も約束された現地管理人とし ただ、実質的に村で決めていたとはいえ、 形態の違いはある または村人

なお、 『出羽国屋代郷一揆願書』⑤ ゃしるごういっきなお、特異な事例として領主が名主を指名した、

られた経緯が明らかになっているものもある が培ってきた村役人選出方法をも崩し、領主の意向で名主が交代させ 二御上二而名主被仰付候…」と記述され百姓一揆の処罰により、 「…兼而名主役之義者村方ニて入札ヲ以相立候事先例ニ御座候…此者

を明示したことが覚(任命状)から確認できる。 砂原村の場合は、百姓からの推薦を受け領主が名主を任命

宝永二年六月『名主役申渡』 6



## 一高三百四拾弐石五斗弐升壱合

越ケ谷領之内 砂原村 名主 源右衛門

右之通致仰渡候 但名主引高者

三拾石、自今可被相勤者也

宝永二歳乙酉六月 米倉主計家来 大浜弥次右

右之村 名主 惣百姓中

主・ 関係が成立し た村役人を支配機構に組み入れ行政を担わせた L١ 豪農として村を掌握できるメリッ ずれにしても、 ていた。 領主は年貢徴収さえ確保できれば トは十分に理解 のである。 しお互い 地域を周 名主側も地 の依存 知

- 名主はその 由緒から名誉職 世襲制 で就任することが 慣例となる
- 無給 世襲から次第に財力があ る新 し L١ 有力者が名主に選ば れ
- 立替可能 な経済力が衰退し給料 の規定と当番制の 名主も登場 する
- 領主代理人として強大な権威をもって村民を指揮 し村を運営する。

## 三 名主の仕事

①税務 渉 、 支配 意向を前提に自主的自治を実施していた。 名主の主要な仕事は、村民の統制と保護、 領主への年貢上納と請願等多方面にわたる。 するには支配権 年貢の徴収納税・村明細帳作成 の 一部を現地に委譲する必要があり、 • 普請経費算定 村を代表 主な仕事を要約すれば 領主は広大な領域を して他村との • 名主は領主 他村交渉 交

宗 門人別 帳作成・通行手形発行・しゅうもんにんべつちょう 小作管理規定・村入用の運用

警察 村民  $\mathcal{O}$ 人口增減管理 村 内法度議定 新 田 視

判 -公儀触廻状・村方取締役・ 済申請 公事訴訟 村内制裁 内 ないさい 済 い の 仲 介 領 主  $\wedge$ の救

常生活に深く立ち入り管理し、 していたことがわかる 村 の 政治と自治の両方を担う要の位置に存在した名主は、 実に幅広く多岐にわたった職務をこな 村民 の 日

ある。 生産手段を確保できた。経済力を活かし村の差配で自己発展も多分に きた村請制は、名主にとって立替のリスクはあるものの、 有していたことで成立した、互いにメリ でも訴訟を通じて不服従の行動を突き付ける構えをみせて 村請制」を推進し、村民は名主を自分たちの代表者として捉え年貢មต่อวิธียน 領主は支配機構として村の納税義務を一括して名主に負わせる できる。 の算定などを任せ村政を委任した。その自治に不満があれ それでも、 領主の規制を受けない領域をかなりの程度で確保で ツ 1 のある制度と捉えること 自由になる ſ١ る で

#### 四 名 主 給

したのが名主給である。その形態は、名主給米・名主給金・名主役高村の行政官に任命し、一括納税の責任を負わせていた代償として支給 た仕組みは共通である。寛政年間に著述された農村制度や支配方法 など支給方法に種類はあるが、名主以外の百姓に対価を肩代わりさせ 説書である それでは名主の待遇はどのようになされ 『地方凡例録』⑦から名主給米を引用する。 ていたのか。 領主が名主を

いる。 域特性による対応 主が年貢から相殺したとして上野国岩井村の年貢の合計額から名主 (年貢負担の百姓)から別段に取り立て給米分も含み課税処理され 名主給米は、 「村高百石より百五拾石まで給米二俵、二百石より三百石ま 給米 右より大高の村はこれに準じ相増すべき旨先年命ぜら 四百石より六百石まで給米五俵、七百石より千石まで給米 のほか、 年貢の中から差引かれてはいるが、その がみてとれる。 年貢からの免除や給金支給または役高免除など地 事例として山崎氏は 分は小前 先 0著書 で 百姓

壱か 貫か多 在 の する 扶ふ 六百 持ち 摩 米が 郡 四文) Ш (給与) 上村 9 (名主給 代 長柄 が 引 郡 金二両 か れ 榎 村 上納 . 二 分) され (名主給米三俵) たこ 8 とを紹 武蔵 郡 介 小 10 平 な 村 7 ど L١  $\overline{\phantom{a}}$ 名主給 の史料 る そ が 金 の 永ぇほ

方法が ら文 こ な 規 給 模  $\mathcal{O}$ < +書 名主給 か 諸は L١ ゃ に ろ 地 役ぐ 域性 般 記 免除 ſ١ そ さ ろ 0的 の れ な 制 の 0 • 方法が 多く 名主の系譜に 度概要をまと ようで ることが 併 給 は ぐ 名主給 取ら 名主給 金 額. な n L١ を 村入 用 に換算 ょ め 事 て 料 る先例 柄 たも L١ が た。 が 制 し 0 度化され実施 慣習など、 対立となる 平穏な時は名主に対 ablaが表2 名主給は 村 経 であ 費 と攻撃 支払方法は ર્વું 2 か され 5 役 3両程度 名主給は たも 高 0 材 引 料 てことさ 一 様 で で た ح あ で 名主 あ 支 る。 は

る 0 で あ ર્વે

取

り

上げ

5

れ

る

中

に

名主給

は

存

在

支給 が に L١ 受 て な 方法 そ 率に お 次 け 0 取 0 費用と は 御伝ん ょ 5 う 地 れ 域 に 馬ょ 7 労役は 入 用 にゅうよう 整 1 0 L١ た。 理 特 た税金で 色によ は 重 てみ 名主給は 御ごり L١ る 負 担 あ り で り 共 あ 通 そ ح る各村 村 で 0 種 7 々 百姓 な 類 に お 対

用

年貢のかからない土地の公許

名主手作地の耕作手伝いなど

運

村高1石に付永銭支払い

村入用などからの免除

村高1石に付米支給

伝馬役などを免除

方

法

領 料 主 ح が て支給 役高 限 度 ま た 分 は  $\mathcal{O}$ 免 年貢 除 ゃ 諸 役 を名主 給

名主給の種類

領主 ょ り 名主給 任命を受け を定 め 村 た が 自主的 な 村 議 むらぎじ 定。

表2

内

所持高から一定の役高控除

所持地の一部年貢免除

金銭による支給

諸役の免除

村民の私事使役

役高相当の米支給

容

村 給 用 名主給 御 伝 馬 金 入 用 役高 な ど村経 引 で 人に支 足<sup>を</sup>そ給 費 助合うる か ら 名 主

称

名

名主給金

3 名主給米

役高引

役免除

私用賦役

1 名主免

2

5

名主 る 負 所は 担 . 持高 。 方式 か ら 0 役 高 引 合に ょ

免除 高はその )分を余荷 ょない (助合) ح abla小前百姓 に No 振 分負担さ せ

6

## 五 越谷地域の名主給

【砂原村】私領 高687石 立越谷市史一⑪から抜粋してみる。 地域特性のある名主給だが、越谷地域での対応が確認できる村々を

安永六年四月 高687石 交代勤務での減額が嘆願されてい 『乍恐以書付奉願上候』※1

御領分越谷領砂原村惣百姓共申上候、…名主両名二而相勤為役高 処…名主共両名二而月番相勤相候役を壱ヶ年替え致シ: 壱人三拾石ツゝ両人ニ而六拾石余り相除、其分百姓方二而仕埋来候

主の争点として高い関心事項であることがわかる。要約すると、 前書きに名主の勤務体制が不満にあげられ、その給料は百姓と名

- 名主2名で名主役高1人30石、合計60石が認められている。
- 百姓からは年間1名の名主で月番・非番で勤務してほしい。
- 【七左衛門村】御料・私領 まさに、名主の待遇を象徴的に示した史料であることが判明する。 名主からは名主役は領主任命で自分ではどうにもならないなど。 高1109石 給金の廃止と減額が規定

高 仕候…百姓困窮致…当戌ゟ高弐拾五石ニ而名主役…是者御伝馬除 石ニ付金壱両宛と相究、名主持前高拾弐石…御伝馬諸役共ニ仕ニ埋 高弐拾五石 『明和三年 是者当戌年5名主高引可申候、…申年迄ハ名主給金百 四ツ谷前一組成議定証文』 相極申議定一札之事

【大吉村】御料 給金の廃止・役高引25石を御伝馬高からの減額に改定してい 従来の給金支給と役高引の併給を改め、 高382石 名主給の増額が議定されて 百姓困窮を理由に、 いる。

『文化八年 乍恐以書付を奉願上候』 村議定※2

百姓并二長右衛門殿相談之上、名主高参拾六石…右増額二而御勤可 名主役高先名主長右衛門殿弐拾石…隣村ニも無之小 故此

下段…諸役出銭差出

他村と に馴れ 役からの役高引と推測する 名主交代 るまでは従来の役高引を据置と本人からの つ こを機に、 りあ J١ から、 これまで高20石 高36石に増額と改めて の役引きで勤 申 ۲١ . る。 め し出がある て 実施は L١ たも 役務

【登戸村】御料 高289石 名主補佐の 費 用 が 規定され

安永二年 相定申一札之事』 村議定

当村名主八右衛門去ルニ月病死倅富之助 役引請富之助十五歳ニ罷成迄…助合として壱ヶ年ニ金三両年寄 高之儀者 人方江富之助方ゟ相渡… 只今迄之通諸役入目相除置…年番年寄両名二而名主 幼 少二付… 古来名主 両

新井村 わ 法で世襲制を維持したことが 要をまとめたものが、 両町でも、 'n abla名主相続人が幼少なので、 る事例である。 ・忍藩領四条村などの例も存在する。 問屋が名主を兼帯する仕組みの中で名主給 いろいろな方法で名主給 他に名主役高引として取り扱わ 添付資料※3 一定年齢まで年番で名主代役 みてとれる。 の制度が記述され 『名主給 名主給金は3両相当かと思 宿場町であ の内訳』 れ た村 であ た越谷地 の制度が実施 る越 を勤 は、 ケ · 谷宿 私領 域 め る の  $\overrightarrow{\phantom{a}}$ 

土の るが 費から名主へ このように、名主給と諸役免除の両方で名主給料が 史料からは 越谷地域においては名主給米や名主給金を続け の補填が行われていたようである 確 認できな ίį 越谷地域で は多くが役高引として諸経 制度化され abla۲١ た事例 を 7 L١

越谷地域 の特性をまとめると、

- | 年貢皆済に では名主 の手当として、 給米の事例は 発見され 7 L١ な
- 目録に名主給米差 し引きが記載され ていない
- 初 期 段 では 名主給金も 存在するが概ね役 高 引に移行 L て J١
- 村 内 生産力 や管轄地域の大小、 名主所持高の経済力などから自主

に定められた。

- 支配領主 ( 御 料 私 領) の 違 いによ り待遇に差異が見ら
- 役高引は村入用・ である。 伝馬役などから の割当額免除と諸役免除が

## 六 名主給の支給方法

も 統 比率の検討に必要な資料としては なければ全容を明らかにすることができないからである。 てその詳細は明らかではない。村によ これまで、 一されてい 名主給の制度的運用を見てきたが、 な い上、同一村で同時期に存在 りまた時代によ したも 実 際 の の支給方法に を比較分析 ってそ これら負担 の方法

- (1)宗門人別帳 のような百姓所持高の 確認できる記録
- 2 年貢皆済目録での納税額と完了を確認すること
- 出の記録を越谷市史の記述から抽出比較することで、支給方法 を知ることはできる これらの史料も少なく詳細 3 村入用帳 村方諸夫銭調帳のような支出額が確認できること の 解明に至らな いが、 各村 の段片的 の概要

ど村特有 軒割 であ 計して総額を村民が負担した。 の賄費、 百姓には過酷な割合となることから高割へ移行する傾向がみてとれ が免除される方法がとられていた。 したものが村入用であり、その帳簿が村入用帳・村入用夫銭帳など 名主給料 る。 入 用 (軒数で割る)その併用などさまざまである。概して軒割は 必要とされる諸経費を名主などが立て替え記録 の 筆墨紙代・会合旅費、 の内訳は、 費用など多岐にわたる内容を含んで で ぁ る 「役高引」は、一 名主給を含む経常的な人件費、 助郷伝馬役費、 負担の仕方は、 村の維持・運営に必要な費用を記 定の所持高にかかる 高割 工事諸費 巡検使など諸役 (所持高で割る)・ 「村入用 鷹場関係 年末に集 零細

天保九年 (1838)「村入用帳」 名主を訴えた砂原村 の村入用から見 が存在する。 てみると

0 文 で高割高 【砂原村】天保九年(1838)村高 920文 村高から名主給60石+年寄給 1石に付、 名あたり名主給料960文 銭32文で徴収した。 17石を引き、 687石 名主2名60石×32文 村入用銭18貫5 残高610石

村入用の中で、 名主出府費用3貫文が大きな金額として含まれて L١

るが、

ている。 負担金の比重が 入用が別途設定 請があったとき

9 石 (1841) 村 【登戸村】天保 , 4 0 文 村入用銭 村高

705文に算定 軒割一軒に付、 高259石を2 主給30石を引

で持高の少な が徴収を高割 軒割 で質 LΛ

給料2705⇒

30文、 0貫文の格差が 多いも

いた。

村入用に助郷費用は計上されず別途勘定に扱われて いた。

貫972文 【西新井村】 文化五年 村高から名主給30石+組役13石を引き、  $\widehat{1}$ 808) 私領高 1 4 0石 村入用銭 残 高 1 0

の格差が生じの少ないものは	大を高割にしたの が別途設定され、 が別途設定され、 が別途設定され、 が中の比重が増加し が中に付、銀元を引き、増加し での比重が増加し での比重が増加し での比重が増加し での比重が増加し を高割で算定。名言 を高割にした。名言 を高割にしたのの話訟や自普								
表3 役高引の算定									
項目	算 定 方 法								
対 象 村高から名主役高等を除き、残り高に当年の村入用を割り当てた									
計算方法: (村入用または伝馬高)÷(村高または軒数-名主役高)=割当額									
例)砂原村	例)砂原村 村高687石・名主役高60石+組頭高17石・村入用額18貫50文								
	$18, 050 \div (687 - 60 - 17) = 29, 590$								
	高割額 1石に付32文								
登戸村	軒数28軒・村入用額75貫740文								
	75, 740÷28=2, 705								
	※ 軒割額 1軒に付2,705文								
西新井村	村高140石・名主役高20石+組頭高13石・村入用額14貫972文								
	$14, 972 \div (140 - 20 - 13) = 139, 925$								
	高割額 1石に付138文8分								
	※実際の徴収は高割で所持高により30文~30貫文の差異								

0 石で 文 高 ここでも 割 高 助 石 郷 に 伝 馬費 付 用が 銭 含ま 3 8 文 n で て 徴 Į١ 収 な 1) た。 別勘 名主給 定 であ 料2

出項目 村 の 役 の 高 や内容が うに 引 の算定方法をまと 村入 大き 用 < は各村 異な つ abla $\mathcal{O}$ め 性格や た J١ ŧ る の 確 特徴 が 表 3 認 そ できる名主給  $\mathcal{O}$ で 年 あ の状況 な 0 運用 どに さ ょ れ り た 支

負担を L١ る村 さらに め 入 用 ぐる百姓 を 臨 時 適 正 の出費 同士 に 比 が発生する 較 の 対 検 討 立 一など、 す る など には 村 課題が 政 U を混 た 際 乱 多 の )村入用 させ l1 と感じ る 問  $\mathcal{O}$ 使  $\overline{\phantom{a}}$ 題をはら 途 J١ ゃ る で 正

表 で 担をモデ 実績をも 処理 4である 役高 引 ル た 役 とに ح 化 た 村 高 引 村 た 入  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ Þ 用 が 負

仕 高 面 L١ の 組 割 給料が る 名主給 み に そ 名主給 の が出来上が 保証 負担を村民 ح つ  $\boldsymbol{\zeta}$ 分担 5 の ablan 有 名 無 す る 主 つ が 反 で 7  $\wedge$ 

差異が 村民 ることが 主 側 0 生じる 負担割 に 明白 ح つ 結果 合に 7 で は あ 実損 る 増 で 額

領

な

L١

好都合な

制

度

言わざるを得

な

LI

 $\mathcal{O}$ 役高負担のモデル 表4 村入用割当 (両) 所持高(石) 役高0 区分 所持高 % 役高20 差異 名主 200 40 -0.233.77 Α 150 30 3.11 +0.11В 100 20 2 2.08 +0.08C 50 10 1.04 +0.04100 0 4 500 10 10

①名主所持高200-名主役高20=費用算定高180石

20石分が名主の給料

名主給20 高引 10÷ (500-20) = 1石に付0.0208両

③名主給20石×0.0208=0.416

0.416両分が名主のメリット

④高割0.0208両×名主給除く村高480石=村入用10両 ⑤名主役高引20石を村民が村入用で高割負担

村民の肩代わりデメリット

砂 方、 原 村 もう 御 伝馬多分相勤百姓方甚相疲  $\mathcal{O}$ 名主給 で あ る 諸 役 免 レ 除 …名主共両人二而百姓同 に つ l,

諸役相勤

七左衛 門村 名主持前高拾弐石…御伝馬諸役共二仕二埋仕

ケ 谷 宿 】…歩行屋敷弐軒を以伝馬屋敷壱軒分ニ勘定致:

統 が これ 併 した方法と費用効果を算定できない 5 用された名主給の実施詳細 の記述から、伝馬役やその村指定の諸役が免除対象では は いその村 の が 実情である。 町ごと の違いが大きく ある

名主給のおもな支給方法をまとめると、

- である。 越谷地域で の名主給は30石程の役高引 と伝 馬役免 除 が 般 的
- 収され 名主所持高に る。 か かる村入用費が役高分免除さ れ 村 民 が 高 割
- ●諸役免除の経済的効果は算定が困難である。

### 七 まとめ

であ が慣 給 でも触れ の があ 万事名主は横暴であると、 っ た。 例で ように行われ ったが、その実態は たが、 ぁ それに伴い初期 つ た名主は、名誉職 土豪や在地武士の系譜を持ち代々名主を世襲すること てい た。 の村政では独断先決・村民の ſ١ 名主訴状が ろいろな課題を含 ح して無償 書き出 /少額で勤め W でい た争点の る。 私的使役は当 ることが基本 名主の 成立

ではな か具体 で、 に 方法や金 ょ そのため名主給料も規定され明示されるように変化 村人を私 かし、 る 名主論争で 種に位置づ 年貢等 L١ 的 かとの認識を持っている。 な 額は残された資料 評 時代が経過し村に新 的使役することなど拒否されて 価 0) け を導き出せ は横暴として訴訟を繰り返すことになる。 一括立替 られ 選挙や年番 0負 担 な からおおよそ知ることはできたが L١ に対 実感がある。 L١ で交代に 有力 者が出現 名主給料は全く見合わな に勤 名主に課せられた村 J١ < め す の る が当然 体制 á と名主は I\_ した 名主給 の成 移行 ′、な の で 村 り 料 か 行 あ 政 て 专 0

江戸の暮ら ⑫を参考に · 金 一額換算 L Ť み ると、

-両=1石=4俵=10万円

- ①名主給米3俵 3 石引割当= =7万5千円 7万5千円、 /名主給金2両 村入用に占める年額は高 Ш 2 方円 < /名主役高 な
- ②諸役免除 具体的な金額換算不可
- ③名主役高引として年貢が直接減額され きる このように、 く負担を考えると、 名主給から見えた待遇と、 名主給制度は次のようにまとめることがで る 領主へ 制度 0) 再  $\mathcal{O}$ 立 調 替が 査が 必要。 増大して
- 名主給 権威獲得。 の魅力は給料外の村の実権掌握と領主との 主従関係による
- 名主の絶大な権限は所 能にする商人との関係維持 注持高に 裏打ちされた経済力と 臨時立 一替を可
- り、 給 任を受け L١ て任せたほう管理が容易である。名主に支えられて領主は支配者とな 制 の依存関係で 領主は年貢さえ円滑に徴収できれば、現地を熟 度 権力を行使することができた。名主も村民から推薦 領主から委任された末端機構、 の本質と考えられる。 自主的に給料を得た代表者として村内を差配できる。 メリッ トを享受できるその体 村役人と 制が L abla知した代理人にす の 名主の任命と名主 支配 され村政の委 力  $\mathcal{O}$ 行 お互

する 府は 金 と訴 名主の格差拡 の ゃ 増加 が 名主の窮状など、 訟 増加に や、領主への貸出金も返金されず商人から して 社会が安定してい L١ 大が ほ <\_ かならな 農村経済 地域を超えて全国に広がりを見せ 農村の混乱とともに社会状況 ĺ١ の発展にうま た 体制も、 年貢 く乗れた名主と疲弊し 以 外の 名目 の借金で の 変革期を迎え幕 を付 た 0ゃ け 村方 り た 上納 て IJ

の全国でも同様な補填方法で支給されていたことが判明 越谷地 域 で の 名主給  $\mathcal{O}$ 実態 を見 て み た が 地 域 特 性 した。 は

不 正 騒動に発展してい 村政に対 不当な支出と振分けを疑う余地も発生し、 し運営経費が多くな くことは当然の行動と推測できる れば、 肩 代· わ り それ 7 ίJ る村民はそこに を糾弾する村方

ある。 村役人は戸長・区長としてその能力を遺憾なく発揮して活躍  $\mathcal{O}$ なると考えている。 解と解明をさらに進めることが、 巧みさ、訴状文書での読み書き能力は明治政府によ L١ ずれにしても、名主がみせた名主給の処理や年貢割 これ からも、 残され た史料から描き出される村 継続 した近代を生きる重要な視点に つ の り付 日常生活 て引き継が した け 0 の 算 術 で

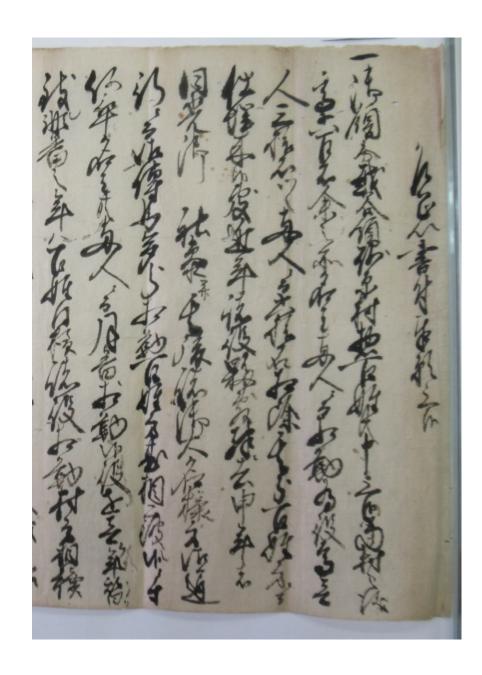
#### (注

- 1 『砂原村名主百姓出入 件 越谷市史三 松沢家文書
- 越谷市立図書館蔵
- 2 『新扁武蔵風土記稿』 第七巻 雄 山閣 9 9 年
- ③山崎善弘 『村役人のお仕事』東京堂出版 2018年
- ④水本邦彦 ¬ 村 百姓たちの近世』岩波新書 2 1 5
- (5) 『乍恐奉 差上口上書覚』 NHK古文書通信 24号 202
- 6 『砂原村名主役申渡』 越谷市史三 松沢家文書
- 越谷市立図書館蔵
- 7 地方凡 例 **録** 国立国会図書館 デジ 夕 ル  $\Box$ クショ ン
- 8 『多摩市 史 通史一』多摩市デジタル ア カイブ 多摩市立図
- 9 『小平市史 近世編』こだいらデジタ ル ア カ イ ブ 小平市立図書館
- 10 町 史 名主給米』 長 柄 町デジタ ルア 力 イブ 長柄
- ⑪『近世の村と農村』越谷市史

越谷市立図書館蔵

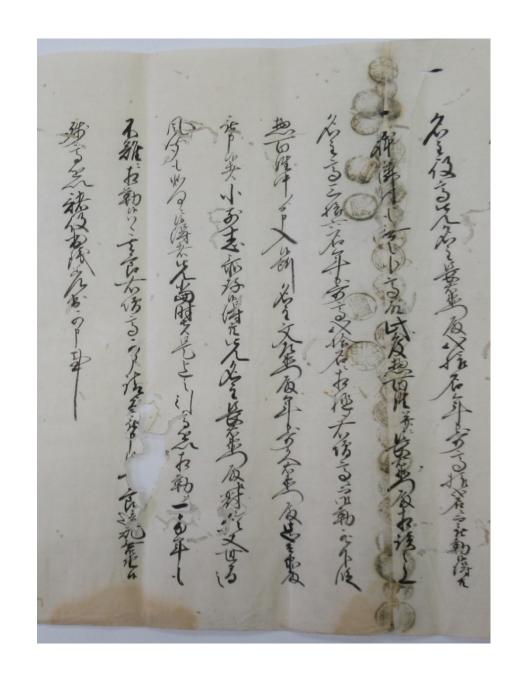
本博文 『江戸 の暮ら 日 本文芸社 2

【添付資料】※1 「安永六年四月 『名主給』の勤務と減額文書 砂原村名主百姓出入一件」 越谷市立図書館蔵 松沢家文書



行二而、 日光御 高六百石余之所、 御領分越谷領砂原村惣百姓共申上候、当村之儀 仕埋来候処、近年諸役夥敷、殊二去申者 何卒名主共両人ニ而月番相勤相候役を壱ヶ年替 人三拾石ツゝ両人ニ而六拾石相除、其分百姓方ニ而 非番之年八百姓同様諸役相勤、 御伝馬多分相勤百姓方甚相疲レ候ニ付、 社参并其後諸大名様方御通 名主両人二而相勤為役高壱 乍恐以書付奉願上候 村方相続

【添付資料】※2 文化八年閏二月 『名主給』の増額文書 大吉村議定 染谷家文書 越谷市立図書館蔵



名主役高先名主長右衛門殿弐拾石、年寄高弐拾石二而被勤候得 躰隣村ニも無之小高故、此度惣百姓并ニ長右衛門殿相談之上、 残高を以諸役出銭差出可申事 風聞も如何ニ候得者、先当時者是迄之引高を以相勤メー両年も 被申入候者、小前志忝存候得共、先名主長右衛門江対シ猶又世間之 惣百姓中ゟ申入候所、名主文右衛門殿年寄久右衛門殿・忠兵衛殿 名主高参拾六石、年寄高弐拾石二相極メ右増高二而御勤可被下段 不難ニ相勤候ハゝ其節、右増高可申請旨被申候、其節違乱無座候

村名	名主数		備考				
		名主給米/名主給金	名主役高引	免除対象役			
砂原村	2	なし	60石⇒30石を村入用から除く	諸役	減額/2名→1名		
七左衛門村	2	100石に付1両⇒廃止	36石⇒25石を伝馬役から除く	諸役	減額		
大吉村	1	なし	20石⇒36石を諸役から除く	不明	増額		
登戸村	1	3両相当	不明	諸役	幼少代役		
西新井村	1	なし	20石を村入用から除く	諸役	割役名主配下		
四条村	1	なし	100石を村入用から除く	伝馬役	柿ノ木村名主兼帯		
大沢町	1	問屋役給金2両	72石を町費から除く	伝馬役1軒分	問屋役兼帯		
越ヶ谷町	1	なし	28石を町費から除く	伝馬役2軒分	本町問屋役兼帯		
越ヶ谷町	1	問屋役給金10両	なし	伝馬役1軒分	新町問屋役兼帯		
注1.	注1. 大きな村では一村を何組かに分け、組ごとに名主を置いた。(七左衛門村 上組/下組)						
2.	名主には村入用等割当から役高相当額を除き、御用・村用の出張旅費や手当も別途規定して支給。						
3.	割役名主は数ヶ村単位の組村の統率にあたる惣名主役 (忍藩西新井村・岩槻藩四条村)						

4. 初期には村人の私的使役や村財政の乱用が特権として慣習化。